

はたらきかた 改革通信2025

市町村（学校組合）
教育委員会版



04 2026-01-07

☆公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について

令和7年9月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」、文部科学事務次官より通知がありました。

市町村教育委員会におかれましては、教育職員の働き方改革の推進にご尽力いただいているところでありますが、本通知による「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いただき、一層の推進及び教師を取り巻く環境整備等に努めていただくようお願いいたします。

【参考】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)

URL https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html

■「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定にあたって

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と実施のポイント(概要)

～令和7年度中(令和8年3月末まで)の策定をお願いします～

既存のものがある場合は、その内容が指針に即しているかを確認のうえ、必要に応じて修正・追記をしたものでよい。

☞ 計画の名称は、給特法第8条に基づくものであることが明確になるよう設定します。

☞ 「教育振興基本計画」等を踏まえ、本計画の趣旨を簡潔に記載します。

☞ 市町村の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載します。

☞ 国の指針で定める時間外在校等時間の上限時間(45時間/1箇月、360時間/1年間)の範囲内とするための数値目標を設定します。

【参考】時間外在校等時間「超勤4項目」に該当するものとして、超過勤務を命ぜられた業務以外のものも含めます。

市／町／村学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画(例)

1 計画の趣旨・現状

- (1) 計画の趣旨
- (2) 本市(町/村)の状況

2 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

△事務職員・栄養職員等を含めた教育職員の働き方改革の推進となるよう計画の作成をお願いします。

△教育職員の健康及び福祉の確保のため、計画作成と併せて、勤務時間の正確な記録と把握についてもお願いします。

☞ 教職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、市町村の実情に応じて設定します。

☞ ストレスチェックにおける仕事に対する満足度や、教職員アンケート結果等を踏まえて設定します。

令和11年度までに、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する国の目標を念頭に設定します。
 学校における働き方改革が着実に進展していることを実感できるものとなるよう配慮します。

一部の教員に負担が集中しないような配慮(業務の平準化)や、学校の現状を踏まえた具体的な例示も有効です。
 【例】
 日課の工夫、会議の勤務時間内開催など

各学校の在校等時間の確認や、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うなど、計画の実効性を確保する取組を記載します。

3 計画の期間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

教職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、市町村の実情に応じて設定します。

新しい「業務の3分類」について、①～⑯のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列記し、それぞれ具体的に取り組む事項を記載します。(網羅して記載する必要はありません。)
 地域や学校等の状況を踏まえ、①～⑯以外の業務を記載することも有効です。

△休憩時間の確保の工夫や、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組をお願いします。

「実施計画」の作成にあたっては、計画策定に伴う事務負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、文部科学省より参考資料等が示されていますので参照ください。

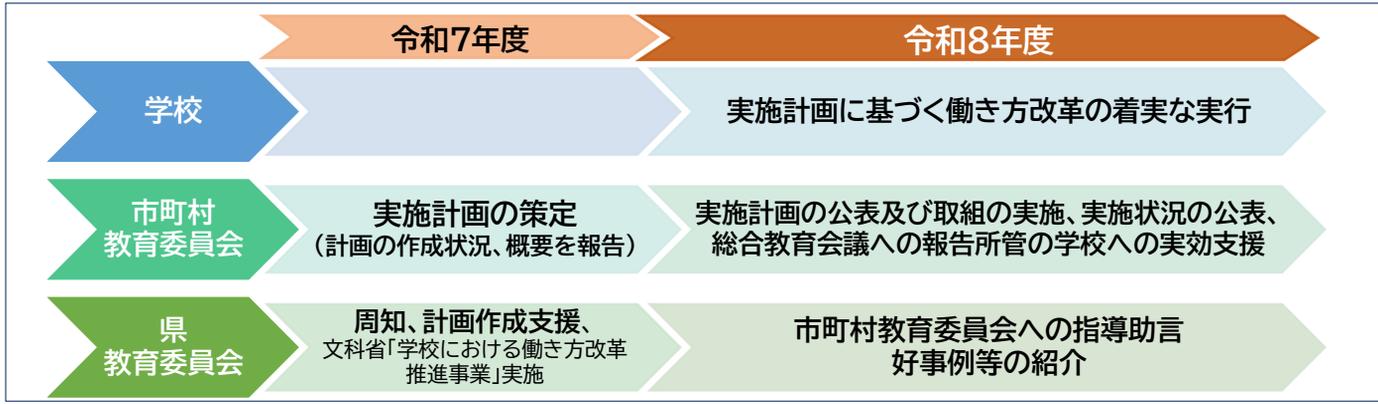
【参考1】 「業務量管理・健康確保措置実施計画(例)」(別添5)
 URL https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_07.pdf

【参考2】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A
 URL https://www.mext.go.jp/content/20251128-mxt_kyoikujinzai01-000044454_1.pdf

こちらをご覧ください

県教委主催「業務量管理・健康確保措置実施計画」作成に係るオンライン相談会(令和7年12月16日実施)アーカイブ動画及び関係資料
 URL <https://drive.google.com/drive/folders/13HRfAUFBiL8kALiCG78TKP7s-Z6Vmg-D>

「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定に係る今後のスケジュール



【発行】
 長野県教育委員会事務局義務教育課
 (担当: 荒井、武内)
 電話: 026-235-7426
 Mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp

学校の働き方改革等に関する情報はこちら

長野県 教職員情報

